

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年10月31日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 現金領収書について、前もって出納員の印を押していたものがあつた。また、不用分は斜線等で無効処理する必要がある。（大阪事務所）</p> <p>イ 旅費の支給について 県外旅費の支給について、航空機利用旅客運賃の支払額を証明する書類が添付されておらず、旅費支給額も誤っているものがあつた。（産業技術センター）</p> <p>ウ 支出について 軽油の支払について、契約単価と異なる単価で支払っていた。また、契約書と請求書の消費税の積算方法に相違があつた。（高等技術学校）</p> <p>エ 物品について 公益財団法人から借り入れている物品について、借入品出納保管簿に登記していなかつた。（産業政策課）</p>	<p>ア 収入について 現金領収書について、事前に作成準備することのないように周知徹底した。</p> <p>イ 旅費の支給について 旅費の過払い分については返納させた。今後は誤りのないよう領収書と支給額の照合を徹底する。</p> <p>ウ 支出について 軽油の支払について、過払いとなつていた金額を返納させた。平成29年1月分から契約書どおりの積算方法で請求書を提出させた。今後、支払にあたっては、金額、積算方法等について契約書と相違がないよう、請求書の確認を徹底する。</p> <p>エ 物品について 借入品出納簿に記載した。今後は借入品出納保管簿と物品の借入契約の照合を徹底する。</p>